

デジタル分野の訓練に係る特例について（R8 年度までの時限措置）

1 目的

ソフトウェア開発や WEB プログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEB デザイン等に係る技能等を付与する訓練のうち、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定する「DX 推進スキル標準」に対応した訓練やデジタル分野の資格取得率及び就職率が一定以上の割合の訓練については、委託費にデジタル訓練促進費を上乗せして支給することで、**デジタル分野の訓練コースの設定を促進し、デジタル分野における人材の質的・量的な確保を図ることを目的とする。**

2 訓練内容

（1）DX 推進スキル標準対応コース

「DX 推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコース（1つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない）。

（2）デジタル資格コース

IT スキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS のキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとする。（例えば、OCJP Silver、LPIC レベル1、CCNA、PHP 技術者認定初級試験、IT 検証技術者レベル1、基本情報技術者など））の取得を目指す訓練コースとし、訓練生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能。

3 デジタル訓練促進費について

従来の委託訓練では、訓練実施委託費は訓練生1人1月当たり 50,000 円（外税）であるが、2（1）の要件に該当する訓練コースについては、さらにデジタル訓練促進費として、訓練生1人当たり 5,000 円（外税）×対象月数（訓練全期間）、2（2）の要件に該当する訓練コースについては、訓練生1人当たり 10,000 円（外税）×対象月数（訓練全期間）を加算する。ただし、2（2）の要件に該当する訓練コースについては、4の上乗せ要件があります。

4 3の上乗せ要件（2（2）の要件に該当する訓練コースのみ）

以下①かつ②の条件を満たすこと。

- ① 就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出する「デジタル訓練促

進費就職率」が70%以上となること。

② 対象となる資格取得率が35%以上となること。

※資格習得率の計算方法

$$(\text{新規資格取得者}) \div (\text{訓練修了者} + \text{就職のために中退した新規資格取得者}) \times 100$$

新規資格取得者とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内(就職のために中退した者については中退日まで)に取得した者とする。
ただし、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が1箇月未満の雇用契約による就職者は除くこととする。

5 提出書類について

2の要件に該当する訓練コースについては、スキル項目・学習項目チェックシート(別紙25-4)を企画書と一緒に提出する。

2(2)の要件に該当する訓練コースについては、訓練終了後、「資格取得状況報告書」(訓練修了者から資格取得を証明する書類の写しを入手し添付すること)を提出する。委託元の高等技術専門校は、就職支援経費就職率の算定で70%以上かつ資格取得率が35%以上の条件を満たしていたときに、デジタル訓練促進費について支払いを行う。